

西南学院大学女子同窓会女子同窓生支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 西南学院大学女子同窓会は、西南女子同窓生の活躍を支援するため、「西南学院大学女子同窓生支援事業」(以下「支援事業」という。)を実施する。

(支援対象事業)

第2条 支援事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 西南学院大学女子同窓会規約第3条の趣旨に沿った事業であること。ただし、宗教目的、政治目的、又は営利目的でないもの。
- (2) 西南学院大学女子同窓生が中心となって実施する事業であること。
- (3) 主催者が企画から実施まで主体的に行う能力及び実績を有する事業であること。
- (4) 支援決定の年度内に実施される事業であること。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 活動支援金の交付(上限5万円)
- (2) 広報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める支援

(支援事業の公募)

第4条 支援事業は公募する。

(支援の申請)

第5条 支援を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請書に必要書類を添えて申請しなければならない。

(支援の決定)

第6条 支援の可否及び支援内容は、西南学院大学女子同窓生支援事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)が審査の上決定する。

2. 選考委員会は支援の申請があった場合には、すみやかに申請内容を調査し、支援の可否及び支援内容を決定しなければならない。但し、支援金額については第10条の報告を受けた後に決定する。

(通知)

第7条 会長は申請者に対し、支援の可否及び支援内容をすみやかに通知する。

(変更の申請)

第8条 申請者は、申請内容に変更があった場合は、西南学院大学女子同窓会事務局までその旨通知し、承認を受けなければならない。

(対象事業中止の場合の手続き)

第9条 申請者は、対象事業を中止する場合は、西南学院大学女子同窓会事務局まで速やかにその旨連絡しなければならない。

(報告)

第10条 申請者は、対象事業完了後1か月を経過した日又は支援を受けた年度の末日のいずれか早い日までに開催報告書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添えて、報告しなければならない。

(活動支援金の確定等)

第11条 活動支援金の交付が決定された事業について、前条の規定による報告があった時は、選考委員会は、申請された活動内容・活動に必要な経費の金額及びその内訳等を総合的に審査して、当該年度の予算の範囲内で交付する活動支援金の金額を決定するものとする(但し、1申請につき上限を5万円とする)。

(活動支援金の交付)

第12条 会長は前条の規定により決定した金額を申請者に速やかに通知し、決定に従い活動支援金を交付する。

(責任)

第13条 対象事業の実施にあたっては、申請者の責任で行うものとし、事故・疾病その他災害等については、申請者の責任と負担で対処するものとする。

附則

この西南学院大学女子同窓会女子同窓生支援事業実施要綱は2017年4月1日より運用する。

この西南学院大学女子同窓会女子同窓生支援事業実施要綱は2018年4月1日より運用する。